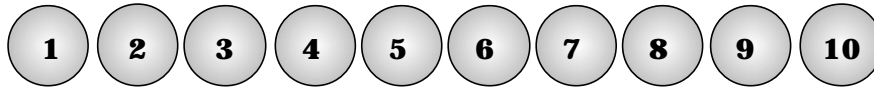


3. 十玄縁起無礙法門義

(1)十玄門の喩説

異体門・同体門における相即相入と数銭の法

因分は可説、果分は不可説なり。故にいま因分について、現在せし十銭を数うる法を以て示す。



- | | | |
|--------|---|--|
| 1. 異体門 | — | <ul style="list-style-type: none"> 1-1. 相入 (向上数・向下数) 1-2. 相即 (向上去・向下来) |
| 2. 同体門 | — | <ul style="list-style-type: none"> 2-1. 相入 (一中多・多中一) 2-2. 相即 (一即多・多即一) |

異体門と同体門

縁起している諸法について自他相望すれば、同体と異体という二つの考え方が可能となる。すなわち、ある一つのものを中心として考えるとき「同体」という見方が成り立ち、他のあらゆるものとの依存関係で現象世界を見ると「異体」の見方が生まれる。

- ・ 異体門は、十箇の数について自他互いに相望して相即相入の相を観るもの。
- ・ 同体門は、自己の本来具足する所の十箇の数について相即相入の相を観るもの。

1. 異体門(相由の義による)

一切のものが互いに相依(相由)して、縁起の世界を成立していると考えるとき、それら一切のものは「異体」の関係にある。

- ・ 自の外に他の存在を認める。
- ・ 他の独立的資格を認める。
- ・ 諸縁相望する。
- ・ 諸法は自他各別であるとする。
- ・ 縁起因門六義法の「待縁」の義に相当する。
- ・ 因縁相資。

2. 同体門(不相由の義による)

一つのもので独立(不相由)して、他の一切のものを中に包摂することで縁起の世界が成立すると考えるとき、この一つのもので他のものとは「同体」である。

- ・ 自の外に他はすべて空とする。
- ・ 他の独立的資格を認めない。
- ・ 他は悉く自の徳であるとする。
- ・ 縁起因門六義法の「不待縁」の義に相当する。
- ・ 因縁全奪して縁は因中の具徳となる。

相即と相入

同体・異体の各門に「相入」と「相即」の二門がある。「相即」は諸法の体について空有の相関性を云い、「相入」はその力用の有無の相関性を云う。縁起する諸法には、すべて空有と有力無力の二義があるからである。空有とは、諸法の自体についていう。縁起の法は無自性なるが故に空であり、縁起現前なるが故に有である。有力無力とは、その力用の有無についていう。体の空有によって諸法は互いに相即し、力用の有無によって諸法は互いに相入する。

1. 異体門における相即と相入

1-1. 異体門における相入

a. 向上数

向上数に十門あり。

第一門 = 1 を本数として余の九を末数とし、1 の中に余の九を摂める。
1 中の 2、1 中の 3、1 中の 4、..... 1 中の 10 と観る。

第二門 = 2 を本数として余の九を末数とし、2 の中に余の九を摂める。
2 中の 3、2 中の 4、..... 2 中の 10、2 中の 1 と観る。

以下同様に 2、3、4 と順次上り、第十門では 10 を本数として余の九の末数を摂める。
(本数を「大の十門」といい、1 中の 2 などを「小の十門」という。)

最初の第一門の中の「小の十門」中の第一は“1”(この“1”は本数)。

たとえば 1 中の 10 について観てみよう。1 と 10 とは縁起相由であり、1 が無ければ 2 乃至 10 は成立しない。したがって、1 に全力が有るから 2 乃至 10 は無力となり、1 に 2 乃至 10 を摂ることができるのである。第二門以下も同様になる。

b. 向下数

向下数に十門あり。(向上数の逆観)

第一門 = 10 を本数として余の九を末数とし、10 の中に余の九を摂める。
10 中の 9、10 中の 8、10 中の 7 10 中の 1 と観る。

第二門 = 9 を本数として余の九を末数とし、9 の中に余の九を摂める。
9 中の 8、9 中の 7 9 中の 1、9 中の 10 と観る。

以下同様に、8、7、6 と順次下り、第十門では 1 を本数として、余の九の末数を摂める。

最初の第一門の中の「小の十門」中の第十は 10 中の 1。“10”は本数。

第一門の中の「小の十門」中の第十は 10 中の 1 であるが、10 と 1 とは縁起相由である。10 が無ければ 1 乃至 9 は成立しない。つまり 10 に全力が有るから 1 乃至 9 は無力となって 10 に帰入し、10 に 1 乃至 9 を摂ることができるのである。第二門以下も同様に考える。

大の十門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小の十門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	1中2	2中3	3中4	4中5	5中6	6中7	7中8	8中9	9中10	10中1
	1中3	2中4	3中5	4中6	5中7	6中8	7中9	8中10	9中1	10中2
	1中4	2中5	3中6	4中7	5中8	6中9	7中10	8中1	9中2	10中3
	1中5	2中6	3中7	4中8	5中9	6中10	7中1	8中2	9中3	10中4
	1中6	2中7	3中8	4中9	5中10	6中1	7中2	8中3	9中4	10中5
	1中7	2中8	3中9	4中10	5中1	6中2	7中3	8中4	9中5	10中6
	1中8	2中9	3中10	4中1	5中2	6中3	7中4	8中5	9中6	10中7
	1中9	2中10	3中1	4中2	5中3	6中4	7中5	8中6	9中7	10中8
	1中10	2中1	3中2	4中3	5中4	6中5	7中6	8中7	9中8	10中9
	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末

もし、10を摂さない1、乃至、1を摂さない10と言え、それは孤然たる自性の1ないし10となつて、縁起所成ではなくなる。縁起無性であるから、1の中に10あり、10の中に1ありという。2以下も同じ。一縁を欠けば一切も成立しない。縁起所成だから一切中に1を、1中に一切を摂めると観る。故に1の中に多を具するを「縁起の1」と名づける。

なお、混同してはならないのは、これは力用の相依について述べる相入門であつて、体の相即を述べる相即門ではないから、1と10とは別のものであつて、10は1でなく、1は10でない。1中の10であつても、10は10であつて、10が1となつたわけではない。1は1の資格を守り、10は10の資格を守つていて、宛然と差別して存している。その他も同様である。

問答決択

縁起相由に約して相入の義を説く。

- Q1 . 1と言えは1であって10ではないのではないか。どうして1中に10が撰することができるのか？
- A1 . 縁起だから1中に多を具す。もし、一が無ければ一切も成立しないから、一法起れば必ずそこに一切が撰まる。故に一切を具足して、1の中の10であることがしられる。それでは、何故に一切を撰するかといえは、ここに謂ゆる一とは孤然たる自性の一ではなく、縁起によって成通するものであるから、一と称されるのである。故に、1の中に10が有るとは、縁起所成の一をいうのであって、縁起所成の一であるからこそ、この中に一切を撰し、1中10ということが出来る。もし、1の中に10を撰めないとすれば、その1は孤然な自性の1であって、縁起所成のものではないこととなる。故に、これは縁起の1と称することは出来ない。10といっても自然生の孤然なる10ではなく、縁起所成の10である。この故に10の中に1ありとは、縁起無性の10であって、縁起の故に10の中に1を撰するのである。もし、10の中に1を撰さないといえは、その10は孤然な自性の1であって、縁起所成のものではないから、縁起の10と称することは出来ない。したがって、一切の縁起は皆な自性のあるものではない。何故なら、一縁を欠けば一切も成じないからである。よって一の中に多を具するものを縁起の一と名づけるのである。

無性であるから縁成である。

- Q2 . 縁起の法は、無性であっては成立しないのではないか？
- A2 . 無性だからこそ一多の縁起を成立する。なぜなら、無性は法界家の実徳だからであり、普賢の境界だからである。法界の実徳とは、無性は事法における本来常恒の眞実功德相であって、事法に定性がないという意味は、新成でもなければ改転でもなく、まったく性起の法門である。これが所証の法である。これに対して普賢の境界とは、能証の智である。すなわち、無性縁起に了達する普賢の智見であって、この智見で善観することを得る法界は、具徳自在無障礙のもので無自性だからである。

過非を離れる立場から説く。

- Q3 . 大の第一門の中に10を撰し尽くすのかどうか？
- A3 . あるいは尽くし、あるいは尽くさない。なぜなら、1中の10だから1は10を尽くし、10中の1であるから1は10を尽くさない。1中の10では、1が能収で10が所収であり、能収は所収を尽くすから1は10を尽くす。逆に、10中の1では、1が所収で10が能収であり、所収は能収を尽くさないから1は10を尽くさない。第二門、第三門などの余門においても準じて知るべし。

2-2.異体門における相即

a.向上去

向上去に十門あり。

前に相入の向上数を論じたのと同様、第一門では、1を本数として、余の九を末数として望む。

1即2、1即3、1即4……1即10。第二門では、2を本数として、2即3、2即4……2即10。2即1、以下同様に順次上り、10即1……9となる。

b.向下来

向下来に十門あり。(向上去の逆観)

(イ)他が自に即す

自の一縁が縁起現前し、その体が有であると見れば、他の多縁は無であるから、他は自に即す。なぜなら、他が無自性だからこそ自が縁起することができるからである。

(ロ)自が他に即す

自の一縁が無自性空であるときは、他は必ず縁起現前し、その体が有であるから、自は他に即す。なぜなら、自が無自性だからこそ他が縁起することができるからである。

(ハ)反顕前理

自の体が有であると同時に他の体も有であったり、自の体が空であると同時に他も空であるというようなことはありえない。もし、自他ともに有であれば、必ず障礙して有は成立しない。また、自他ともに空であれば事相断滅する。したがって、縁起法は必ず空有相對し、自と他とは互いに相即する。諸法は縁起現前だからこそ無自性であり、無自性だからこそ縁起現前するのである。縁起現前なる有が無自性なる空であり、無自性なる空が縁起現前なる有である。ともに縁起の一法であって、無二であるから、互いに相即するのである。

(ニ)反質成非

もし、有は永遠に有であり、空は永遠に空であるとすれば、有には自性があることになり、空は断滅の空となるから、縁起の理論は成立せず、さらに断常二見の過に陥ることになる。

大の十門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小の十門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	1即2	2即3	3即4	4即5	5即6	6即7	7即8	8即9	9即10	10即1
	1即3	2即4	3即5	4即6	5即7	6即8	7即9	8即10	9即1	10即2
	1即4	2即5	3即6	4即7	5即8	6即9	7即10	8即1	9即2	10即3
	1即5	2即6	3即7	4即8	5即9	6即10	7即1	8即2	9即3	10即4
	1即6	2即7	3即8	4即9	5即10	6即1	7即2	8即3	9即4	10即5
	1即7	2即8	3即9	4即10	5即1	6即2	7即3	8即4	9即5	10即6
	1即8	2即9	3即10	4即1	5即2	6即3	7即4	8即5	9即6	10即7
	1即9	2即10	3即1	4即2	5即3	6即4	7即5	8即6	9即7	10即8
	1即10	2即1	3即2	4即3	5即4	6即5	7即6	8即7	9即8	10即9
	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末	本末

1が10に即した1でなければ、その1はあくまでも1である。このような1をいくつ集めても、1が数多く存するのみで10とはならない。しかも、その1は一々自性を有すこととなり常見の過を生じる。いま既に10を成じることを得たから、1が10に即することは明らかである。

また逆に、10が成立しなければ、縁起の1もまた成立しない。何故なら、元来1は10のための1だからである。もし、10が無いとすれば、1と称することもできないはずである。いま既に1を成じることを得たから、10が1に即することは明らかである。

また、1と10とが互いに相即し合わないとなれば、縁起法の中において空有の二義も無いことになる。空有の二義がなければ、断常二見の過を生じる。2乃至9を本数とする余門も、これに準じて知るべし。

1と10とが相即しないときは、10も1も俱に成立せず、断常二過を生じる。

Q1. もし、1が10に即さないというなら、どのような間違った見方であるというのか？

A1. 1即10でなければ、2つの間違った見方を生じる。

十銭を成立しない過失。1が10に即した1でなければ、その1はあくまでも1である。このような1をいくつ集めても、1が数多く存するのみで10とはならない。しかも、その1は一々自性を有すこととなり常見の過を生じる。いま既に10を成じることを得たから、1が10に即することは明らかである。

1が10を成立させない過失。10が成立しなければ、縁起の1もまた成立しない。何故なら、元来1は10のための1だからである。もし、10が無いとすれば、誰の為の1であろうか。いま既に1を成じることを得たから、10が1に即することは明らかである。

また、1と10とが互いに相即し合わないとするれば、縁起法の中において空有の二義も無いことになる。空有の二義がなければ、断常二見の過を生じる。2乃至9を本数とする余門も、これに準じて知るべし。

1も10もともに縁成無性の法であるから、1即10であってこそ1と名づけられ、10即1であってこそ10と名づけられる。

Q2. もし、10即1で、10のままが1というなら、その10は10ではなくて1ではないのか？

A2. 1即10だから1ということが出来る。なぜなら、この1は迷情(遍計)の1ではなく、縁起所成の無自性なる1である。故に、1のままが10であり、だからこそ1というのだ。もし、そうでなければ、1とは名づけない。10即1の場合も、これと同様である。

一多は縁起の法であるから、常に同時であり、しかも次第し、次第のまま同時である。

Q3. 一と多との相関関係は、一時俱円か前後不同か？

A3. 一と多との相関は縁起の法である。したがって、同時でありつつ前後次第があり、前後次第がありつつ同時である。何故なら、法性の縁起には、向下来と向下去の二義があるから前後不同であると言えるが、それと共に1即10、10即1であって同体だから、同時であると言える。つまり、徳用自在であって障礙するところがないのである。たとえば、印刷された文章が、同時であって、しかも文字に前後の不同があるようなものである。

法に約して去来の相を明かす。

Q4. 法体の立場から観れば、向上去と向下来の相状は如何であるか？

A4. 一多の自位を動ぜずして、しかも常に去来する。もし、無性の義より言えば、去も来も無性であるから、去来は即ち不動である。たとえば、波は空であるから波即水というようなもの。また、一即一切一切即一の義より言えば、一も全法界、多も全法界であるから、一即多といっても一より多に去ることなく、多即一といっても多より一に来ることはない。故に、去来不動同一物である。去来の義を説くのは智を生じて理を顕わそうとする為であり、もし、分別智を廃すれば、一切不可説である。これは果分の法となる。

始覚が本覚に冥合して始本不二となるから、かりに始覚の智によるとしても、本来的に去来があると言える。

Q5. もし、智によって去来があると言うならば、それは本有ではない。どうして、旧来かくの如く去来ありと言うのか？

A5. もし、智を廃すれば一切不可説であるから、縁起を論じることができない。ただ智の立場に立つからこそ、本来かくの如く去来ありと言うのである。何故なら、始覚の智が起らなければそれまでであるが、ひとたび始覚の智が成ずれば、本覚の法に同じるのであるから、始覚本覚の区別を離れるのであり、始覚の智が即ち本覚の法であるから、智に約するも旧来かくの如しという。『円覚経』に「衆生本来成仏、生死涅槃は猶お昨夢の如し」というのはこの意。

旧来成は智によるのか、法によるのかと問うことで、法智双融の義を明かす。

Q6. それでは、旧来かくの如く去来ありとするのは、智によるものか、法によるものか？

A6. 智によるものでもあり、法によるものでもある。なぜなら同時に具足するからである。すなわち、一多の法は、智によるのであり、法として如是だからである。縁起の法は、法に約するも本有であり、智に約するも本有である。

2. 同体門における相即と相入

鏡像の喩(澄観『演義鈔』玄談)

一切諸法は本来すべてに应じる徳(属性・性質)を具えている。故に1には2ないし10を成立させる徳がある。その2ないし10を成立させる1の徳と、1の自体とは同体である。

喩えば、鏡に万象を映現する徳があり、その徳と鏡そのものとは同体であるようなものである。すなわち、この鏡においては、鏡の徳が即ち鏡面の影像にほかならないから、鏡面の影像と鏡体とは同体だということのである。

2-1. 同体門における相入

a. 向上門(一中多)

初めに余の九を具して、1と余の九との相入を成ずることをいう。2以下10を本数とする場合も同様、一々に余の九を具して、しかも互いに相入する。

1を本数とすれば、1は縁起所成の1であるから十箇の1を具足する。なぜなら、この1の自体は1であると共に、2を成立させる実徳を具えた1であり、3を成立させる実徳を具えた1であり、.....10を成立させる実徳を具えた1だからである。

数銭の喩を用いると、任意の1銭を能応とすれば、余の九箇の銭は所応となり、能応の1銭は余の九箇の銭に应ずる徳を具している。九箇の銭に应ずる徳を有しているのだから、すなわち九箇の能応の徳を具していると言える。これと自体の1銭とで、合計十箇の1を1銭が具足している。鏡の万象を映し出すという徳と、鏡の自体とが同体であるように、1の自体と2や3などを成立させる徳とは同体である。しかも、1が有ることによって能応の徳が有るのであり、1が無ければ能応の徳も無いのだから、1に全力が有れば余は悉く無力となって1の中に入り、1中2.....1中10となって、ここに同体門の相入の義が成立する。

1の中の10と言っても、1の中に10となる徳が入り込んでいることを言うのであって、1と相即すると言うのではない(これは相即門)。力用の有無について相入を説くのであるから、1は1であって10ではない。

b. 向下門(多中一)

向上門の逆観。すなわち10を本数として、この10に9を成立させる実徳、ないし1を成立させる実徳が具わっており、10中9、10中8.....10中1と次第して観察する。能入の1は十を成立させるための1であるから、初の能入の1は十の中にある1であり、十の中の1、すなわち十を成立させる1を離れて初の能入の1は無いのだから、この1は十の中の1である。10を有力とするから1は無効となって10に撰せらるるのである。

初の1は十の中の1であって、余の九と相対する1ではない点が異体門の相入と異なる点である。また、本数(たとえば10)の中に1を撰するのであって、能撰の10が即ち所撰の1であるとすれば、これは相即の義となる。

このように、さらに本数を順次9、8、7.....1と繰り下げて観察する。

同体門の相入と異体門の相入との違い。

異体門の相入では、初の1を余の九に望んで、1と余の九とは異体であるとして、その上で自他が互いに相入すると説く。

同体門の相入では、1の中に本来的に十を具足し、その自己本具の十と1とを相望して相入を説く。このとき、自の外に別に他を認めない。

この違いは、相即の場合でも同様である。

2-2. 同体門における相即

a. 向上門(一即多)

まず、1を本数として挙げれば、この1は縁起所成であるから、1即2、1即3、1即4、.....1即10となる。この第一大門における1即10によって総評すれば、10に即する所の1(10と言われる所の1)とは、言い換えれば「10を成立させる1の徳」であり、これが初1に外ならない。故に初1の外に別に10を成立させる1の自体があるわけではない。したがって1と10とは同体である。

また、初1を有体とするとき、10は無体となって1に即するから1即10である。このように、さらに本数を順次2、3、4.....10と繰り上げて観察する。

b. 向下門(多即一)

まず、10を本数として挙げれば、この10は縁起所成であるから、10即9、10即8、10即7.....10即1となる。この第一大門における10即1によって総評すれば、1に即する所の10(1と言われる所の10)とは、言い換えれば「1を成立させる10の徳」であり、この10の外に別に1を成立させる10の自体があるわけではない。初1は1を成立する10の徳であるから、初1は10であって、10と1とは同体である。

また、10を有体とするとき、1は無体となって10に即するから10即1である。このように、さらに本数を順次9、8、7.....1と繰り下げて観察する。

問答決択

1即10について、法は古今常然だが、智の如何に随って、あるいは10を撰し、あるいは無盡を撰することを明かす。

Q1. 同体門の中の1即10とは、ただ10を撰するのみか、それとも無盡を撰するか？

A1. 1即10という道理は、能觀の智によって成ずるのであって、もし智が10を取れば10を撰し、無盡を取れば無盡を撰する。つまり、2.....10を撰するのと同様で、10を撰するか無盡を撰するか、智の如何によるのである。無盡を撰するとは、第一門の中に既に10があり、この10は相即相入しているから、重重無盡を成立する。この重重無盡は初門の中において撰在する。なお、ここに言う智とは迷情分別の智ではなく、契理の智をいう。

前の問答でいう無盡とは、自の一門の無盡を撰することでもあり、あるいは余の一切の無盡を撰することでもあることを明かす。

Q2. ただ自の一門の中の無盡を撰すのか、それとも、余の一切の無盡を撰すのか？

A2. あるいは余の一切の無盡を俱に撰し、あるいは自の一門の中の無盡を撰する。

自他一切の無盡を撰する理由は、縁起相由だからであり、1が無ければ一切もすべて無だからである。自の一門の無盡が無ければ余の一切の門の無盡も成立しない。故に同体門の第一門に同体異体の二門の無盡を撰するのであって、圓融法界を極めて撰盡せざるものはない。次に、自の同体一門の無盡を撰するとは、自の1が縁起現前するから、自の一門を除いた余の九門は悉く虚空の如く空無であって、自の外の余門を知らないから、自に一切を具足する。故に、その他にさらに撰すべきものがないのである。これは智によって言うのであり、一も相違するところはない。

已上、十玄門の喩示竟